



～避難行動要支援者名簿“追加登録”のための 相談を受付けています～



災害対策基本法の改正により、市では災害時、または災害の発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難である人（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。

対象となる人は次の（１）～（９）に該当する人で、うち（１）～（８）に該当する人には５月に案内を送付しました。

- （１）ひとり暮らし高齢者として市に登録されている人
- （２）要介護認定区分が３から５までの人（施設入所者を除く）
- （３）要介護認定区分が２以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人（施設入所者を除く）
- （４）要介護認定区分が２以下で障がい高齢者の日常生活自立度Ｂ以上の人（施設入所者を除く）
- （５）身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、その障がいの程度が１級から３級までの肢体不自由、１級から６級までの視覚障がいまたは聴覚障がいである人
- （６）療育手帳の交付を受けた人のうち、その障がいの程度がＡ判定若しくはＢ判定である人またはこれと同程度の障がいである人
- （７）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人のうち、精神障害者保健福祉手帳による障がいの程度が１級若しくは２級である人
- （８）特定医療費の支給認定を受けた人で、知立市から特定疾患見舞金の支給を受けている人
- （９）その他支援を希望する人で市長が支援を必要と認めた人

上記に該当しなかった人の中にも、災害時または災害の発生のおそれがある場合に支援が必要な人がみえると思われれます。

例）各種手帳の交付、要介護認定を受けていないが、75歳以上の高齢者のみの世帯であり、近隣に親族等の支援者がおらず災害時の避難行動をとることが困難である人等。

（１）～（８）に該当しない人で、災害時に自ら避難することが困難な人のうち、避難支援を必要とする人は市役所福祉課にご相談ください。

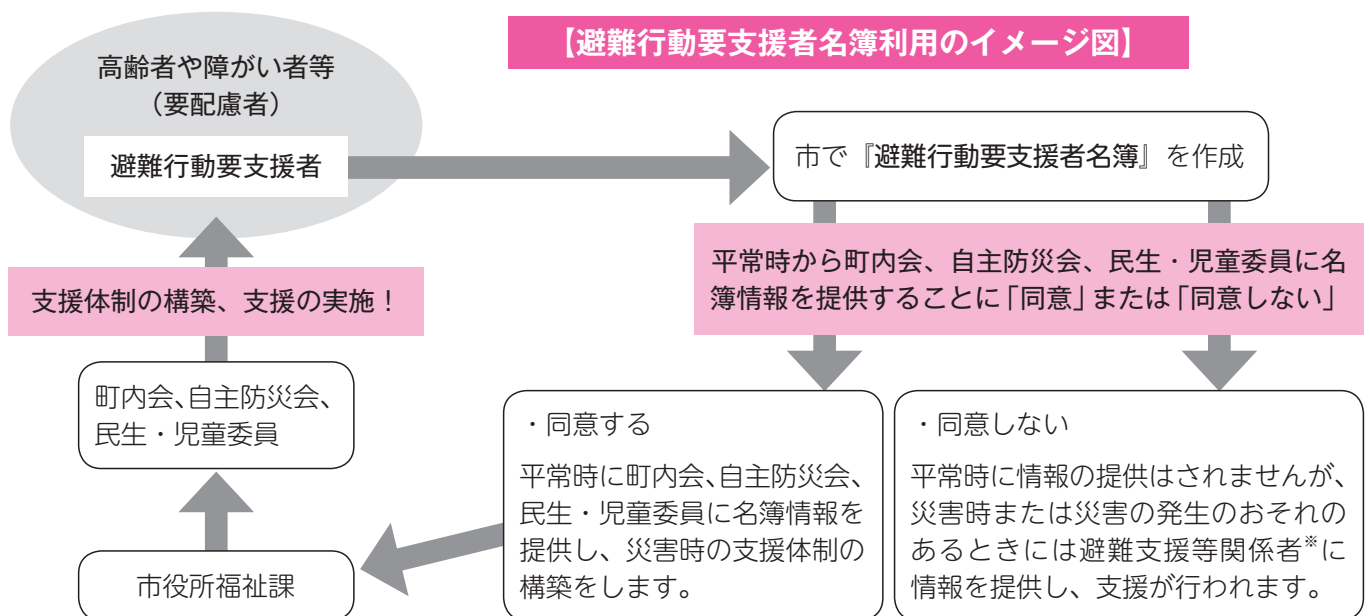
ご相談の結果、支援が必要と認められた場合は避難行動要支援者名簿に登録します。

※避難行動要支援者名簿の対象者は、平常時から区長、町内会、自主防災会、民生・児童委員に対して名簿情報を提供することに関しての同意書を提出していただきます。

※同意書提出後の避難行動要支援者名簿の利用のイメージは下記のとおりです。



【避難行動要支援者名簿利用のイメージ図】



※避難支援等関係者とは、平常時から支援体制の構築に係わる区長、町内会、自主防災会、民生・児童委員のことをいいます。

▶問合せ 福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118 FAX 83-1141